

■米原市創業・新事業創出支援事業補助金の補助対象経費

人件費	採択事業の実施に要する次に掲げる人件費 給料、扶養手当、通勤手当、期末手当、住居手当、時間外勤務手当、社会保険料
報償費	採択事業の実施に要する申請者以外の者への謝金
旅費	採択事業の実施に要する交通費および宿泊費 ※交通費や行程が分かる資料が必要
需用費	採択事業の実施に要する消耗品費、燃料費、光熱水費および印刷製本費
役務費	採択事業の実施に要する通信運搬費、広告料、手数料および保険料
委託料	採択事業の実施に要するもので、専門的知識や技術を伴う業務を第三者に委託する経費。なお、申請者に発注する場合は利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
使用料および賃借料	採択事業の実施に要する会場借上料、車両借上料、機械器具借上料、コピー機使用料および施設使用料
工事請負費	事業の実施に要する工事請負費
備品購入費	採択事業の実施に要する備品購入費。なお、補助事業完了後も償却されるまでの期間は同様の目的で使用することが見込まれること。
その他	その他事業の実施に必要であると市長が認める経費